

「実務対応報告公開草案第1号

新株予約権及び新株予約権付社債に関する会計処理(案)」

に対するコメント

平成14年2月28日

(社)日本民営鉄道協会

・新株予約権の強制的な消却に伴う会計処理について

改正商法第280条の36において、「会社は...(中略)...新株予約権を消却することを得べき事由として定めたる事由が発生したときに限り新株予約権の消却を為すことを得」と規定されておりますので、権利行使期間経過前の新株予約権を強制的に消却させた場合の会計処理につきましても、一定の基準(指針)をお示し戴けるようお願い致します。

以 上